

通報事項	通報条件等(原則)	通報例
船舶の沈没その他による水深の変化	発見(存在)海域の船舶の通航実態を鑑み、交通安全上支障のある水深40メートルより浅い浅所・水深減少及び水中障害物等	水深減少、浅所存在、沈没船存在、乗揚げ船存在
海底の火山活動その他の異常な自然現象	海底火山の活動その他の異常な自然現象の発生又はその兆候が発見された場合。ただし、地震は除く	白煙噴出、軽石多数漂流
航路標識等の現状の変更及び異常	灯台等の航路標識等の現状の変更、又は異常が発見された場合	灯台設置、灯浮標消灯、浮標沈下、灯浮標流失、立標倒壊、船舶通航信号所業務休止
自衛隊、海上保安庁、外国の軍隊等が実施する訓練又は試験等	潜水、えい航物の使用、武器類の使用を伴う場合、又は訓練等の時間に日没～日出時刻が含まれる場合	射撃訓練、射爆撃訓練、救難訓練、潜航試験
港湾の修築、その他の工事又は作業、行事等	次に掲げる港湾・漁港区域及びその付近の海域 (港湾)那覇港、金武中城港、運天港、渡久地港、石垣港、平良港、宜野湾港、奥港、仲田港、前泊港、伊江港、粟国港、兼城港、渡嘉敷港、座間味港、安護の浦港、徳仁港、長山港、多良間港、仲間港、船浮港、白浜港、船浦港、祖納港 ただし、前述港湾区域内に存在する専用バース及び地元の小型船舶しか利用しない小港湾・漁港区域内は除く (漁港)辺土名漁港、安田漁港、宜名真漁港、名護漁港、糸満漁港、波照間漁港、渡名喜漁港、仲里漁港、登野城漁港、久部良漁港 なお、潜水、火器類の使用、海域の構造物(ケーソン・起重機船・作業台船・汚濁防止膜・標識等)の設置、制限区域を伴う場合、又は工事等の時間に日没～日出時刻が含まれる場合に限る ただし、複数の港間等一般船舶の往来する海域を跨ぎ、多数の船艇が参加する競走を伴うレース等は通報する	掘下げ工事、潜水作業、ボーリング作業、防波堤築造工事、ケーソン置き、海底線敷設作業、ヨットレース
港湾施設、海底施設、海洋施設関係	港湾施設・海底施設・海洋施設等の設置・撤去・敷設・廃止・存在等があった場合	海底線敷設、海底管撤去、波除堤完成、掘削装置存在、海洋発電装置設置
海洋調査	潜水、火器類の使用、海域の構造物の設置、制限区域を伴う場合 ただし、上記「港湾の修築、その他の工事又は作業、行事等」の港湾等については、えい航物の使用(下記「えい航」の条件を適用しない)、或いは、調査時間に日没～日出に実施される場合も通報する	地質調査、音波探査、水路測量、潜航調査
えい航作業	那覇港、金武中城港、運天港、渡久地港、石垣港、平良港において、船首から被えい航物体の後端までの距離(えい航長)が200mを越える作業が実施される場合 前述港湾以外の海域においては、えい航長が1,000mを越える場合	船舶えい航、掘削装置えい航、台船えい航
制限又は禁止	海上保安庁又は外国の権限がある当局等が交通の制限又は禁止を実施した場合	航泊禁止区域設定、航行制限、危険区域設定
海上における遭難者等の捜索及び救難、海洋汚染並びに海上における消火作業等	協力依頼等があり通報する必要がある場合	避航要請
漁業関係	長大な漁具(網、なわ等)を使用し、広範囲な海域で行われ、操業海域があらかじめ設定されている場合	さけ・ます流し網漁業、浮魚礁設置、浮魚礁流失
目標物関係	航海目標となる建造物の存在する場合	無線塔設置
漂流物	形状、構造及び材質から判断して船舶の交通安全に支障がある場合 ただし、巡視船艇等により監視警戒されている場合は除く	木材漂流、水船漂流、原油流出
船舶気象通報の運用不能	無線電話、テレホンサービス、ファクシミリサービス、インターネット・ホームページによる情報提供が、2時間を超えて休止することが予定されている場合及び突発的に休止し、休止の状況が判明した時点から2時間以内の復旧が困難な場合	船舶気象通報業務一時休止
AIS受信所の情報提供業務休止	予定されている業務の休止の場合にあっては、休止の状態が1時間以上継続する場合。 施設の事故等により予定外に業務が休止となった場合にあっては、業務休止の状態が1時間以上継続すると見込まれる場合	情報提供業務一時休止
不発弾等	発見(存在)位置が、海図上船舶の通航が可能な海域で、船舶の通航実態を鑑み、交通安全上支障がある海域の場合 ただし、航泊禁止等制限区域内の場合は除く	不発弾存在
ロケット打上げ	落下地点が十一管区内管轄海域の場合に限り採用する	落下区域
その他	船舶の交通安全に支障があり通報する必要がある場合	